

勉に急公するも、間関況瘁して、方に期早くにして厥の事竣らんとするに、意おもわざりき、途に在りて遽にわかに殞せんとは。朕、憫焉を用もつて、特に祭典を頒ち、以て幽魂を慰む。爾、如し知る有らば、尚お克く歆享せよ。

此れを欽み、欽遵して辦理するを除くの外、合に就ちに移知すべし。此れが為に備さに貴世子に咨す。請煩わくは欽遵して査照し施行せんことを、等の因あり。国に到れば此れを准く。

是れ誠に天恩の柔遠の至意にして、貴司、兩院と与に広く洪慈を布く。特だに航海の末員、心に切に感戴するのみならず、穆も亦た感謝する所、無窮なり。理として合に咨覆すべし。此れが為に備由して貴司に移咨す。煩為わくは察照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆十八年十月初十日

注*本文書は「三三一一三」の咨覆である。

2-34-08

世子尚穆の、接貢のため都通事金安等を派遣するむねの執照

(乾隆十八「二七五三」、十、十)

琉球国中山王世子尚(穆)、進貢の官員を接回する事の為にす。

照得するに、乾隆十七年冬、特に耳目官向邦鼎・正議大夫楊大壮等を遣わし、表文・方物を齎捧し、官伴・水梢を率領し、船二隻に駕して来聞す。已に福建等処承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴き、聖禧を叩祝せんとす、等の因、案に在り。

今、旧例に遵い、特に都通事金安等を遣わし、官伴・水梢共に八十九員名を率領し、海船一隻に坐駕して福建に前来し、勅書併びに欽賜の物件及び京より回る貢使向邦鼎・楊大壮、存留官曾璜等を恭接するの外、難人崔長順等共に二十三名を附搭して解送して前来す。所抛の差去せる員役は、並えて文憑無ければ、誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に執照を給発し、以て通行するに便ならしむべし。

今、王府、礼字第六十四号の半印勘合の執照を給し、存留通事魏開業等に附して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨の官軍の驗実^①に遇えば、即便に放行して留難して遅悞するを得る母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

都通事一員 金安 跟伴四名

使者二員 翁国村 跟伴八名
童能采

存留通事一員 魏開業 跟伴六名

管船夥長・直庫二名 楊文煥 陳得安

水梢共に六十五名

右の執照は、存留通事魏開業等に附し、此れを准ず

乾隆十八年十月初十日

注(1) 魏開業 高嶺里之子親雲上(阮廷宝の譜、『家譜(二)』一八〇頁)。乾隆十六年には久米村明倫堂の講談師匠である講解師を勤めていた(梁煌の譜、『家譜(二)』七九三頁)。「宝案」では他に乾隆二十三年の在船都通事として名がみえる。

(2) 楊文煥 名嘉地通事親雲上(鄭文龜の譜、『家譜(二)』六一五頁)。

2-34-09

世子尚穆より福建布政使司あて、琉球難民比屋定目指等の救助・送還について知らせる咨を受領したむねの咨覆

(乾隆十八《一七五三》、十、十)

琉球国中山王世子尚(穆)、飄風の難夷を撫養し、以て蟻命を全うして故土に生還するを恩賜せらるるを咨覆する事の為にす。

乾隆十七年十二月十二日、貴司の咨を准けたるに開す。具報の事の為にす。

乾隆十七年六月初九日、閩浙総督部堂喀(爾吉善)の批を奉じたる前司の詳あり。

查得するに、琉球国属島古米山の夷人比屋定目指等二十二名、風を被りて台湾淡水鷄籠山地方に漂至せるの一案あり。経に台湾鎮並びに府庁に、先後して風を被るの情形を具報し、撫恤資送し

て台に赴き、船を配して護送して厦に到り、転送して省に至る。

並びに福防庁の申報に拠るに、各難番は乾隆十七年四月二十五日に訊供し、館駅に安挿せしめること、各々縁由あり。憲台の批を奉ずるに、行して口糧を給与し、賞賚を従優し、風を被るの確情を訊し、査例して議詳せよ、等の因あり。遵いて経に、福州府清軍海防同知郝霖の訊供に行拠して詳覆するに、難夷比屋定目指等二十二人は、均しく琉球国属島古米山の人民に係る。乾隆十六年十月二十三日の本処に在りて海船一隻に駕坐し、糧米・草蓆等の項を装載して、前みて中山王府に赴いて交納せんとす。十一月初六日洋に在りて遭風し、乾隆十七年二月二十六日に至りて台湾淡水鷄籠山地方に飄到す。礁に被りて衝破し、各難番只だ衣服・木箱・魚翅・鉄鍋等の項を搬し、小杉板船に装載し山辺に搖到し、岸に上る。経に社丁の救護して、台湾より撫恤せられ、資送して、省に到りて柔遠駅に安挿して養贍す。請うらくは、従前の飄風難夷の例に照らして、安挿の日を始めと為し、每人に日に米一升・塩菜銀六厘を給し、回国の日には行糧一個月を給し、並びに別に猪・羊・酒・麵・布棉・茶・烟等の項を賞し、接貢船隻の回国の日を俟ちて一并に遣歸せしめんことを、等の由ありて前來す。

本司査するに、乾隆十六年の琉球国の難夷玻座真与人等一十九名、閩に到り、每人に日に米一升・塩菜銀六厘を給し、回国の日には行糧一個月を給与し、以て長途の食用に資せしめ、別に每人